

**令和7年度 第2回埼玉県福祉のまちづくり推進協議会
結果概要**

- 1 日時 令和8年3月24日 14時30分～16時00分
- 2 場所 埼玉会館 3階 3B会議室（WEB併用）
- 3 出席者（委員）
菅原委員、小菅委員、國松委員、桜井委員、納委員、伊東委員、神保委員代理佐藤様、
金川委員、石井委員、山崎委員
出席 10人
欠席 2人
- 4 配布資料 別紙のとおり
- 5 会議概要
【議事】
(1) バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について
(2) 埼玉県における基本構想等に対する考え方について
(3) 県有施設整備における当事者参画について
【報告】
フラッシュライトの設置促進に係る県議会一般質問・答弁

※主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事・報告概要

(1) バリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について

(事務局説明)

《菅原会長》

この第4次目標の作成にあたり、国土交通省で設置された「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」に私は委員として参加させていただきましたので、その議論のプロセスについてある程度把握しております。

まず、皆様の中でご質問や分かりにくい点、また全体を把握することが難しいと感じられるところがあるかと思えます。もし気になる点がございましたら、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

次の議題に係ってきますが、資料3枚目に赤字で2つ示されている建築物と基本構想等というところになります。特に建築物の2つ目の項目ですが、赤字で示されている「2,000平米以上の国等の公共特別特定建築物の建築工事のうち、着工前の段階で当事者参加を実施した工事の割合を100%にする」という目標が掲げられております。この国等とは国、都道府県、政令指定都市を指し、埼玉県も対象となっています。このような国の目標がある中で、都道府県としてどのように取り組んでいくか、実際に進めていくのかが問われており、非常に重要な点と考えております。

そしてその下の基本構想等についても、2030年度末の数値目標に約60%とありますけれども、皆さんのお住まいの自治体で基本構想等作成されてますでしょうか。

埼玉県内の状況については後ほど説明があるかと思えますが、街全体やエリア全体としてバリアフリー化を進める方針をしっかりと立てることが重要です。場当たりの対応ではまだらな整備となってしまうため、面的な整備が一層求められております。

さらにその下の心のバリアフリーについてです。あり方検討委員会で主要課題の一つに挙げられたこの心のバリアフリーについて私自身も本課題の担当として議論に関わりましたが、障害の社会モデルの理解についてが特に議論されたところです。単に優しさとか思いやりだけではなく、障害の社会モデルの観点からどのように環境が整えられ、それを社会の中でどう共有していくかということが求められているという状況になります。

まずは国の方針や目標を踏まえ、県内でどのような状況や活動が進められているかについて議論を進めてまいりたいと思えます。

(2) 埼玉県における基本構想等に対する考え方について

(事務局説明)

《菅原会長》

ご説明ありがとうございました。

改めまして、皆さまはいかがでしょう。ご自身がお住まいの自治体では、マスタープランや基本構想の策定は進んでおりますでしょうか。

私は戸田市のバリアフリー基本構想に関わらせていただいております。また次に川口市の委員も務めさせていただく予定です。戸田市では、マスタープランと基本構想どちらも策定されております。

全国には約1,700の市町村がありますが、そのうち約60%にあたる市町村でこれらの策定を進めてほしいという目標を国が掲げています。県内の状況を色分けした図を見ると、まだ約6割には達していないようで、むしろ約3割程度かと考えられます。

ぜひ皆さまからも、ここが気になる、よくわからないといった点についてご質問をいただければと思います。特に制度に関する内容は複雑な部分も多いため、基本的なご質問でも構いません。いかがでしょうか。

《石井委員》

この基本構想は、おそらくバリアフリー法に基づく基本構想のことだと思いますが、地方自治法に基づく基本構想もあります。かつては地方自治法の基本構想は自治体が必ず設置するものでしたが、現在は任意となっています。

行政間ではこの違いは理解されていると思いますが、市町村の中には基本構想はもう必要ないのではないかと考えているところもあるのではないかと思います。そのため、基本構想かマスタープランのどちらかがあれば十分と考えるケースもあるのではないかと感じております。

先ほどのご説明にもありましたが、地方自治法に基づく基本構想、マスタープラン、そしてバリアフリー法に基づく基本構想は異なるものであることを明確に示す必要があるのではないかと考えております。以上です。

《菅原会長》

国の方でも、さまざまなガイドブック等が作成されており、それに目を通していただければ理解が深まるかと思えます。ただ、そのガイドブックを手取るかどうかという点も課題の一つかと思えます。

バリアフリーのマスタープランは基本構想の上位計画にあたります。マスタープラン自体はあくまで計画の一つであるため、必ずしも実効性が伴うわけではありません。ただし、市内全域についてどのようにバリアフリーを進めていこうかというような議論を行い、全体の大きなプランを描くというのがマスタープランの役割になります。そのもとにバリアフリーの基本構想があり、この基本構想のもとでは特定事業計画を策定することが可能です。実際には、民

間事業者や交通事業者等に対して整備を促し、具体的な整備へとつなげる仕組みになります。このため、基本構想から特定事業計画に進めることで、より実効性が高まることになります。

なお、基本構想は市内全域を対象とすることもできなくはないが、基本的には駅周辺や主要駅周辺、福祉施設や行政施設など、高齢者や障害者がよく利用する施設が集まるエリアを対象としてバリアフリー整備を重点的に進めることが多いです。マスタープランと基本構想は、その目的や方法が異なる部分がありますので、行政職員の皆様がその違いを理解し、適切に進めていただくことが大切です。

また、市民側からの働きかけも重要です。行政だけに期待するのではなく、市民自らがこうしてほしいと働きかけ、主導してバリアフリー基本構想を策定する例もわずかではありますが存在します。

すぐく大事なところをご指摘いただいたかなというふうに思います。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

《國松委員》

私は基本構想とマスタープランの関係で当時感じたのは、基本構想は作成されたものの、なかなか進展が見られず停滞してしまった時期があり、その状況を受けてマスタープランが登場したということです。つまり、基本構想に至る前の段階の状況を促すような役割で提案されたのではないかと考えております。しかし、今日の資料を拝見すると、マスタープランもあまり進んでいない現状に少しがっかりしました。

資料に記載されている原因説明は非常に的を射ていると感じましたし、まちづくりの面で国がやや遅れを取っていた印象が強いです。むしろ地方の方が先に進んでいた部分があり、国は追いつく形で法制化を進めたという経緯があるように思います。そういう意味では、まちづくりやバリアフリー推進は、地域が主導する流れを作ることが重要であり、そうでなければなかなかうまく進まないと感じております。以上です。

《菅原会長》

ありがとうございます。

やはり市民側からも働きかけをしていかないと、なかなか進まないと思います。ニーズがあまり聞こえてこないのは、多分これで大丈夫だろう、と考えられているからだと思います。しかし、当事者の視点から見るとまだまだ問題があるため、そのことを伝えていかないと動き出さない面もあると思います。

その中で、県がどのような役割を果たせるかが重要だと考えています。先ほども市町村での人材不足や予算不足が課題として挙げられましたが、情報不足もあると思います。ですので、県のレベルで市町村同士が情報共有を行い、予算や人員が不足しているところにはアドバイスをするという役割も大切だと思います。

また、基本構想を策定された自治体のアンケートからもわかるように、さまざまな障害者団体と議論を進めると、それぞれのニーズがぶつかることがあります。例えば、視覚障害のある方にとっては点字ブロックが重要であり、車椅子やベビーカー利用者にとっては点字ブロックによるがたつきの問題が出てきます。しかし、こうした意見を協議する場が非常に重要であり、お互いの気づきや調整を行うことが必要です。すべての要望が叶うわけではないため、どこで折り合いをつけるかを話し合う協議の場をもっと広げていくべきだと思います。

特に地方では、人の対応で何とか対処できたり、車での移動が多く公共交通機関の利用が限られるため、ニーズが見えにくいという課題もあります。全国的に見ても、地方の方が基本構想の策定が遅れがちです。一方で地方でも観光地ではバリアフリーの必要性が高まるため、観光地としてのインセンティブやモチベーションが上がり、取り組みが進む場合もあります。県内にも観光地にあたる市町村があるため、その観点から取り組むことも検討してよいのではないかと考えています。

なお、大規模な自治体でもまだ策定していないところがあることは気になる点です。

《桜井委員》

まだ具体的なイメージが湧かないのですが、このマスタープランや基本構想が進んだ場合、街は具体的にどのように変わっていくのでしょうか。

また、先生が先ほどイギリスやイタリアにも行かれたとおっしゃっていましたが、私も12月にイギリスへ勉強に行ってきました。カンタベリーにも訪れたのですが、障害のある方や高齢者の方がたくさん街の中にいらっしゃるのを目の当たりにしました。知的障害のある方や重度の障害の方でも、事業所から事業所へ、また食事をする場所へ自由に歩いて移動されている風景を見て、とても印象的でした。

私自身、街のバリアフリー化についての視点がまだ不足していると感じております。どのように街がバリアフリー化されると良いのか、ぜひ教えていただけると嬉しいです。

《菅原会長》

例えば、市役所のトイレはかなり古くなっており、非常に使いづらいという状況があります。そういった問題に対して、基本構想のもとで利便性を向上させるための整備を求める要望をあげ、それが通ると事業化され、たとえば5年以内に必ず整備するといった形で計画されます。実際に整備が進んでいくのです。ただ要望を伝えただけではなく、それが結果として形になる仕組みがあることが重要だと思えます。

しかし、こうした取り組みはどうしてもピンポイントになりがちで、全体としてどれだけ進んだかという市民の実感に関する研究成果はあまり見かけません。ただし、自治体ごとに整備事業の進捗確認はおおむね行われており、例えば今回は70%、次は80%、次は82%といった形で進捗状況を管理しています。大規模な改修の場合は長期的なプランとして十年後までに整備するといった約束をし、その結果として着実に進むこともあれば、難しい場合もあります。それでも、具体的な結果に結びつけられる仕組みを、基本構想の中の特定事業計画として位置づけることができれば、実現が可能になると考えます。したがって、日常生活の中で「この施設は使いづらい」「ここの道路整備が危ない」といった気づきを伝え、それをもとに事業化できるかどうかを掛け合うことが大切だと感じます。

また、海外の事例を見ると、私もいろいろな街を訪れてここには車椅子を利用される方が多いと感じることがあります。福祉施設や医療施設が多いということもありますが、生活しやすい環境が整っているからだと思えます。例えば、昨年訪れたアメリカのバークレーでは、電動車椅子のユーザーが多く、街のあちこちに車椅子マークが貼られており、そういった整備が長い時間をかけて勝ち取られてきた歴史を感じました。

街に車椅子ユーザーがたくさんいることは、その整備レベルの高さの表れであり、そうして街に出てくることで周囲の人々が慣れていきます。最近はインバウンドで訪日客も増えていま

すが、店員が慣れていくことで英語対応がスムーズになっているのと似たような現象のように思います。知らないからこそ恐れて警戒してしまうことを変えていく必要があると考えます。

以上です。その他に小さな点でもご要望があればお知らせください。

《伊東委員》

私、埼玉建築士会の女性委員会の皆さんとトイレの研究をテーマにして活動しております。

先日、東京でプロジェクトツアーに参加しました。その際、有名な建築家の方々が渋谷区内に多数設計されたトイレを見学いたしました。どのトイレもバリアフリーで、見た目も非常に素敵でした。

見学したトイレは、障害者の方が公園で普通に利用されているほか、海外からの見学者も多く、非常に注目されていることが分かりました。これらのトイレは民間が作ったものですが、多くの一般の方が目にすることで、意識が高まっているように感じました。渋谷区のこの取り組みは成功していると言えると思います。

また、埼玉も東京の隣に位置しておりますので、良いところを真似することで、皆様の意識が高まり、バリアフリーがより身近なものになるのではないかと考えております。そうなれば、公共の予算も効率的に使われ、バリアフリー化の普及が進むのではないかと期待しております。

《菅原会長》

トイレは非常に重要な施設であると考えております。私も授業で海外のいろいろなトイレの写真を学生たちによく見せております。日本のトイレは年々レベルが上がってきており、世界のトイレと比べても使いやすさや、必ずそこにあるという安心感が非常に大事だと思います。

一方で、小規模施設におけるバリアフリー対応は国も大きな課題として掲げていますが、小さな店舗では現実的に難しいことも多いです。しかし、せめてある程度のエリア内には必ず公共的に使えるトイレがどこかにあるという環境が必要とも考えられます。最近ではコンビニにもそういったトイレが設置されるようになり、環境は改善されてきていると感じております。

また、体の大きくなったお子さんとの外出などで役立つ大型ベッド付きのトイレがまだ少ないため、そうした情報発信も必要です。戸田市の基本構想策定協議会でもこの問題は共有され、トイレマップの作成や積極的な発信が必要との意見も出ております。

このような問題意識や要望を市民側から発信し、議論するための場を定期的に設けることも非常に重要だと考えております。

(3) 視覚障害者からの意見に基づく県有施設等のバリアフリー整備の検証について

(事務局説明)

《菅原会長》

ご説明ありがとうございました。国全体の流れと具体的な県の取り組みについてご説明いただきました。

現在、当事者参画が非常に注目されており、大きな動きとなっております。大きなきっかけとしては、東京オリンピック・パラリンピックが挙げられます。国立競技場の整備にあたってユニバーサルデザインワークショップが約20回実施され、当事者団体も10団体以上参加されました。そういったビッグプロジェクトですので、だからこそできた、で終わらせてはいけないというところもあります。その後、昨年のおおさか・関西万博でも当事者参画の試みが行われました。特に知的障害のある方の参加も積極的に試行され、幅広く意見をいただく試みがされました。また、今後の名古屋アジア競技大会や横浜園芸博でも、これまでの経験を踏まえ、より良い整備と当事者参画を進める動きがあります。

これら大きなプロジェクトでの取り組みをいかに地域に落とし込み、身近な施設にも導入していくかが重要であり、国土交通省からもその方針が提示されている状況です。

ですので、そういった大きなところだけではなく県有施設でもどうやって取り組んでいくか、その点がこの協議会としても、その考えをどのように受け止め、県へ働きかけていくかが重要になると考えております。

ご説明が多岐にわたりましたので、なかなか把握しづらいところもあったかと思えます。改めて不明な点やご意見・ご質問がありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

《小菅委員》

先ほどのご説明からも、自治体の方は本件に関する人手が足りないと感じておられるようです。そのため、数値目標の達成がノルマになってしまうと、毎回同じ当事者を呼んでアンケートだけで済ませてしまうようなことになりがちかと思えます。こうならないためにも、自治体の企画で議論が活発に行われた良い事例はあるのでしょうか。

《菅原会長》

そうですね。良い事例としては、先ほど少し挙げました国立競技場をはじめとする国レベルのプロジェクトがあります。これらのプロジェクトでは、非常に丁寧にワークショップを重ねて進められていることが特徴だと考えられます。やはり、それだけの予算規模や人材が確保されているからこそ実現できているのだと思えますが、そこで諦めるのではなく、どうすればうまく進められるかを考え、ガイドラインなどを参考にしながら進めていくことが求められているのだと思えます。

また、この県内の県有施設においても、最初から綺麗にうまく進めることはなかなか難しいのが現実であろうと思えます。ですから、ご説明にもありましたように、改修工事など比較的

小規模なものから始めて、少しずつやり方をバージョンアップし段階的につなげていくことも考えられます。

大きな目標を掲げすぎると、うまくいかない時にもうやらないという風になってしまい意味がなくなりますので、少しずつ開拓していくスタンスで取り組むのが良いのではないかと、個人的には思っております。

《山崎委員》

いろいろご説明いただき、ありがとうございました。障害者福祉課の方にも、市内で新しい施設ができる場合など、点字ブロックがどのような場所に必要かというアドバイスを求められることが多々あります。その際には、県のガイドブックなどを参考にしながらアドバイスをさせていただいております。

また、市内で新たにできる施設については、実際に当事者の方に参画いただいて、点字ブロックをどのように設置するかを検討しているところもあります。

今回、モデル施設で検証を実施されたと伺いましたが、こうした取り組みを進めるにあたって、注意すべき点やアドバイスがありましたら、お話しいただけると大変参考になります。可能な範囲で教えていただければと思います。

《事務局（福祉政策課）》

私も視覚障害者の方と当事者参画として一緒に取り組むのは初めてでございました。取り組むにあたり、事前のヒアリングの際にどのような場所なのか、目的は何かといったご説明をさせていただきましたことで関係性を築けたと感じております。

当事者参画のガイドラインでも複数の方法を組み合わせることが推奨されておりますが、小菅先生がおっしゃったように、一つのやりやすい方法だけで進めるのではなく、お話をお聞きした上で実際に来ていただき、その内容で難しいことやできないことは率直にお伝えすることで、ガイドラインが特に重視している相互理解を深めながら進めることができると感じてもらい、その考えを大切にしながら進めさせていただきました。

私どもは福祉の担当であり、施設の管理者や運営側、建築を担当する側ではございませんので、専門家とは言えません。その立場が違って間に入る役割に適しており、公平性の面でも良かったのではないかと考えております。また、建築側や管理者側も非常に前向きに受け止めてくださったことはありがたく感じております。以上でございます。

《菅原会長》

県の方で3つの団体にヒアリングをしていただいたのは、とても良かったと思います。同じ視覚障害でもニーズが異なることが多いため、関連する団体が複数ある場合は、それぞれに尋ねることも大事になってくると思います。

今回、全盲の方と弱視の方の両方にご参加いただいたのは非常に重要だと感じています。また、視覚障害が先天性か後天性かによっても経験やニーズに差があります。生まれた時から見えない方と、ある程度の年齢で見えなくなった方では、イメージできるものや求めるサポートが違ってくることがあります。

さらに、全盲の方でも頭の中に地図を描ける方もいれば、苦手な方もいらっしゃいます。地図を頭に描ける方は、一人で方向を判断して外出することも可能ですが、そうでない方はどう

しても慎重になるため、より多くのサポートや設備を必要とされることがあります。

また、専門の方や障害のある方に来ていただいた際には、ご自身の経験に基づく希望なのか、あるいは団体全体としてよく挙がる意見なのかを確認することも重要です。一人の意見に偏らないように見極めることは、回数を重ねることでだんだんとわかってくる部分だと思えます。

最初からすべてを理解するのは難しいため、こうした意見聴取の場を地道に積み重ねていくことが重要だと、私自身も常々感じております。

当事者の方に参加いただく際には、皆さんの経験が異なることを踏まえ、それぞれどのような背景から意見が出されているのかを丁寧に読み取ることも非常に大切になってくると思えます。

その他、いかがでしょうか。

《國松委員》

実は、今日のこの議題を見て、やっとこの話になるのかと大変喜びました。県のまちづくり協議会には2回目の参加で、市の方にも出席したことがあります。ずっと前から気になっていたことです。

基本構想などの計画はまず公的なところから始まるのが当たり前ですが、その公的な部分がどうやって作られるのかが一番の問題だと感じています。私たちが情報を得られるのは、新聞などで出てからですが、その時にはもう手遅れになっていることが多いのです。

これまでも何度か議論があり、例えば埼玉会館の大会場についても意見を出しましたが、結局は決まったことを進めるだけで、話し合いが噛み合わないことが多かった。ですから、最初を作る趣旨の段階から関わらないと、本当の意味での意見は出せません。

埼玉会館の時に感じたのは、障害者はイベントの来場者として席に座るだけの発想で、バリアフリーの本質が理解されていなかったことです。まちづくり条例を作る時にも議論がありましたが、例えばカウンターは店員の働く場所であり、お客様はその前までしか行けないという制限があり、障害者がそこで働くことは考慮されていませんでした。街づくりでは、全面参加の認識が欠けているとバリアフリーは進みません。バリアフリーの定義を最初にしっかり示すことが重要だと感じています。

また、埼玉会館の舞台についても、障害者が舞台に立つことを許可しないような状態です。この壁を取り除くことが前提でなければ、バリアフリーは前に進みません。その他にも熊谷の競技場の例では、広い敷地内に5メートルほどの通路がありましたが、点字ブロックはヘリからわずか60cmの位置に設置されていました。これは建築基準に沿ったものですが、それでは狭すぎると指摘しても、理解されませんでした。

このような状況が続いており、なかなか改善が進まない現実があります。バリアフリーの基準は最低限のものだという意識でスパイラルアップしていく必要がありますが、今日の議題はその問題提起として非常に良い機会だと感じ、大変嬉しく思っています。

先ほど説明のあったモデル施設の写真に映っているのは私の友人であり、私たちの会の役員でもあります。私たちの会では一人で歩けなければ会に入れないと冗談混じりに言うほど、自立意識を持って活動しています。視力障害者の場合、他の障害者に比べて意見をまとめやすい面もありますので、とても良い出発点となったと思えます。

《菅原会長》

とても重要な観点かと思えます。やはり、お客様に対するバリアフリーについてはよく考えられますが、働く側のことは忘れがちです。例えば庁舎の建て替えなどの場合、市民に対しバリアフリーの観点で行政サービスをどう展開するかという話はされますが、管理部門の建築に関わる側（行政職員の働く環境）のバリアフリーは後回しにされやすい傾向があります。舞台についてもパフォーマンスする側になるという意識や感覚が働くかどうかは、設計者側にも求められています。

もちろん、建築主が適切なリクエストを出してくるかどうかも重要で、もし、建築主からそんなのいりませんと言われると、設計側としてはそれ以上の対応は難しい場合もあります。そのため、設計者だけが悪いとは限らず、その理解を共有していくためには当事者が参画し、しっかりと発信していく役割が求められていると思えます。

お時間も迫ってまいりましたが、よろしいでしょうか。資料には令和7年度以降に着工予定の県有施設16件についても記載されています。この16件のうち、少しでも関わっていけるように、市民の皆さまからも積極的に参加していただき、協力いただければと思います。県にも期待していきたいと考えております。

それでは、よろしいでしょうか。本日の議事1・2・3については以上となります。

報告（フラッシュライトの設置促進に係る県議会一般質問・答弁）

（事務局説明）

《菅原会長》

ご説明ありがとうございました。こちらについて、ご質問やご意見がございましたらぜひお聞かせください。いかがでしょうか。

これから具体的に進めていくとのことですが、施設ごとに状況が異なるため、ただ単に付ければよいというわけではありません。むしろ、各施設にとって望ましい形を慎重に検討していく必要があるかと思えます。この点については研究もまだ十分に進んでいないため、実際の現場で調整を重ねていくことが求められると思えます。

本日は皆さまから積極的なご質問やご意見をいただき、誠にありがとうございました。複雑な制度や細かな資料を理解するのは大変かと思えますので、ご不明点がありましたら遠慮なくお尋ねください。また、日々の生活の中で感じられるお困りごとやご意見につきましても、ぜひ積極的に発信していただければ幸いです。

国や行政に頼るだけではなく、私たち自身も声を上げていくことが大切です。もし対応が得られない場合は、県に対しても働きかけていく必要があります。今回、県側からも非常に重要な議題を提示していただきましたので、今後の展開に期待したいと思います。

以上をもちまして、本日の議事・報告を終了いたします。

【終】